

福祉医療（マル福）に関するお知らせ

マル福の使用方法

秋田県内の医療機関で、マル福カード（福祉医療費受給者証 ※以下マル福カードという）を保険証と同時に窓口で提示すると、医療費を負担することなく診察や薬の処方等を受けることができます。

ただし、次のような場合は医療費を支払わなくてはなりません。

1. 保険証を忘れたときや保険証の切替えで手元に保険証がないとき

※後日、加入している健康保険（国保・社保・後期等）へ支払った医療費分の給付を申請し、その後、町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

2. 秋田県外の病院にかかるとき

※町へ領収書を添えて申請することで支払った医療費と同額が支給されます。

3. 補装具（治療用装具）を購入するとき

※一度、費用の全額を自己負担することになります。後日、領収書と診断書を添えて加入している健康保険（国保・社保・後期等）と町に申請することで購入費用が支給されます。

4. 学校管理下（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校等）でケガ・病気をしたとき

※学校管理下でのケガ、病気は日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため、マル福カードは使えません。そのため、窓口では医療費（2割または3割）を支払うことになります。後日、学校等を通して災害共済給付の申請をすることで、医療費の4割分が支給されます。

マル福カードを使用した場合は、マル福分の医療費を町へ返還していただきます。

※こんなときは、届出が必要です※

1. 住所・氏名等が変更になった場合（マル福カードの内容を更新します）
2. 保険証が変更になった場合（お子さんの分の届出もお忘れなく）

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 健康推進係 ☎ 79-2113

《能代税務署からののお知らせ》

○令和2年分確定申告会場について

【会 場】 能代合同庁舎3階 能代市末広町4-20

【開設期間】 令和3年2月8日（月）～3月15日（月）（土、日、祝日等除く）

【開設時間】 午前9時～午後5時

○確定申告会場への来場を検討されている方へ

会場内の混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券は①会場で当日配付しますが②オンラインで事前発行も可能です。

※入場整理券の配付状況に応じて、
後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。



国税庁LINE公式アカウント



確定申告特集ページ

【お問い合わせ先】

能代税務署 ☎ 52-6111